

平成 26 年 6 月 20 日

内閣府大臣官房番号制度担当室
内閣官房社会保障改革担当室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（仮称）案」に関する意見の提出について

平成 26 年 6 月 7 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(仮称)案に関する意見

項番	条文番号等	意見等	理由等
1	第1条第1項、第3条第1項第4号・第2項第2号・第4項・第5項、第4条第2号ロ・二、第6条第1項第3号、第7条第2項、第9条第1項第2号・第3項、第5項第4号、第10条第1号、第2号、第3号ロ	<p>左記各条文においては、本人確認の措置等について、個人番号「利用」事務実施者が適当と認める書類等が許容される旨規定されている。</p> <p>これらの個人番号「利用」事務実施者が認めるものは、①当該個人番号「利用」事務実施者が、自らの個人番号「利用」事務を実施する場合に限定して利用可能なのか、②一度個人番号「利用」事務実施者が認めたものについては、他の個人番号「利用」事務でも利用可能なのか。</p> <p>複数の個人番号関係事務を取り扱う者における実務の混乱を回避する観点からは、②であることが望ましいが、仮に①である場合でも、本人確認資料として認められる書類等については、幅広い個人番号利用事務実施者の間で平仄の取れたものとすべきである。</p> <p>また、②の場合は、ある個人番号利用事務実施者が認めた書類等については公表のうえ、他の個人番号利用事務においても利用可能であることを広く周知すべきである。</p> <p>さらに、「書類」に関しては、他の法令(犯罪による収益の移転防止に関する法律等)上義務付けられている本人確認における確認書類と平仄を取っていただきたい。</p>	<p>ある個人番号「利用」事務実施者が認めた書類等について、他の個人番号「利用」事務者や個人番号「関係」事務者において「利用不可」とされたり、他の法令上義務付けられている本人確認において「利用不可」とされては混乱が生じるため。</p> <p>また、特に個人番号「関係」事務実施者からすると、個人番号「利用」事務実施者が認めたものが公表され、広く周知されない限り、それらが「利用可能」であることを知る術がないため。</p>
2	第1条第1項第3号、第3条第1項・第2項、第6条第1項第3号、第9条第1項・第5項	<p>左記各条文においては、本人確認の措置において、本規則案に掲げられている書類の「提示を受けることが困難であると認められる場合」の代替措置等が規定されているが、この「提示を受けることが困難であると認められる場合」とは、具体的にはどのような場合を想定しているのか明確にしていきたい。</p>	<p>「提示を受けることが困難であると認められる場合」の具体事例が示されなければ、個人番号利用事務等実施者ごとに取扱いが全く異なるものとなる可能性があり、混乱が生じるため。</p>
3	第1条第3項第3号	<p>租税に関する事務の処理に関して、</p> <p>「口座振替納付の請求に係る書面に記載されている預金口座又は貯金口座に係る名義人の氏名並びに金融機関及びその店舗並びに預金又は貯金の種別及び口座番号を確認すること」を、本人確認の手段とすることについて、</p> <p>口座解約や変更等があった際に銀行側から個人番号利用事務実施者へ情報を提供する必要はあるか。対応方法によっては銀行側の負担が増す可能性があるため、明確にしていきたい。</p>	<p>確認のため。</p>

4	第3条、第6条、 第11条等	政府税制調査会マイナンバー・税務執行ディスカッショングループの論点整理において、「預金口座へのマイナンバーの付番について早急に検討すべき」とされている。仮に預金口座へのマイナンバー付番を行うこととなった場合、本規則に定める本人確認関連の手続は、金融機関として預金口座に付番をする際にも適用されるものと考えてよいのか。	確認のため。
5	第3条第4項 第9条第3項	第3条第4項および第9条第3項では、個人番号利用事務等実施者がすでに特定個人情報ファイルを作成しているにもかかわらず、改めて電話により個人番号の提供を受ける場合の対応について規定されているが、具体的にはどのようなケースを想定しているのか明確にしていきたい。	規定の趣旨の明確化のため。
6	第3条第5項 第9条第4項	第3条第5項および第9条第4項の規定は、一般的な企業が従業員（またはその代理人）から個人番号の提供を受けの際に適用されると考えてよいのか。また、「その他の事情」については、例えば、勤労者財産形成貯蓄制度において、金融機関が雇用主を通じて個人番号の提供を受ける場合等を含めて、幅広く認めていきたい。	個人番号の提供に係る実務対応をより効率的に進める必要があると考えられるため。
7	第6条から第11条	第6条から第10条では、本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合の必要書類等について規定されているが、未成年者である本人から直接的に個人番号の提供を受ける場合は、法定代理人である親等についての必要書類の提示を受ける必要はないとの理解でよいのか。 また、第11条では書面の送付により個人番号の提供を受ける場合の本人確認の措置について規定されているが、未成年者から書面の送付により番号の提供を受ける場合の必要書類等は、本人に係る書類だけで足りるとの理解でよいのか。	未成年者から個人番号の提供を受ける際の手続きを明確化するため。
8	第20条	記録事項として「特定個人情報の提供の日時」とある。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(155号)第25条においても同様に、特定個人情報を提供する者による記録事項として「特定個人情報の提供の日時」とあるが、これら「日時」の記録は日付(年月日)で足りるとの理解でよいのか。	実務対応を検討する上で明確化が必要と思われるため。

9	—	本施行規則が、銀行等が行う外国為替及び外国貿易法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、国外送金等調書提出制度にもとづく事務にも適用されるとすれば、本施行規則に定める本人確認の規定と上述の法令に定める本人確認の規定が、どのような関係にあるのか、ご教示いただきたい。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行を踏まえた、左記法令上の本人確認の事務手順の確認のため。
---	---	--	--